

沖縄労働局発表
平成24年10月30日(火)

担当	沖縄労働局 総務部 部長 田中 大介 労働保険徴収室長 勝連 弘美 電話 098-868-4038
----	--

「備えよう、社員の万が一に」

～11月1日より「労働保険適用促進強化期間」がスタート～

「労働保険」とは、労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険の総称で、農林水産の一部の事業を除き、労働者を一人でも雇用する事業主はすべて加入しなければならない政府管掌の保険制度です。

沖縄労働局では、「労働保険未手続事業の一掃」を年間を通じた主要課題としておりますが、特に11月1日から30日までの1か月間を「労働保険適用促進強化期間」と定め、今年度は「備えよう、社員の万が一に」をテーマとして、事業主や労働者など県民の皆様方に対し、＜労働保険制度の周知広報＞に取り組むこととしています。

沖縄労働局管内の労働保険適用事業所数は、平成24年9月末現在で27,569件となっており、前年度と比較して3.3%（881件）増加したものの、加入未手続事業所は依然として多く存在します。

沖縄労働局としては、ポスターの掲示、事業主団体などに対する協力依頼、事業所訪問による加入勧奨等を行うこととしておりますが、再三の加入指導に応じない場合には、労働局が事業主に代わって職権により加入手続を行い、労働保険料等を決定するなどの取組を進めることとしています。

なお、労働保険に関するお問い合わせは、沖縄労働局（総務部労働保険徴収室）のほか、各労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）までお願いいたします。

※ 参考資料

- ①強化期間広報文
- ②労働保険適用促進強化期間ポスター（縮小サイズ）
- ③加入勧奨リーフレット

お問合せ TEL 098-868-4038 担当：普天間、安田

11月は「労働保険適用促進強化期間」です。

・未手続の事業主はお早めに加入手続を・

厚生労働省・沖縄労働局・労働基準監督署・公共職業安定所

※ 厚生労働省では年間を通じて適用促進活動を行うとともに、11月1日から11月30日までを「労働保険適用促進強化期間」として集中的に適用促進活動を行うこととしています。

労働保険とは労災保険と雇用保険の総称で、労働者を一人でも雇用する事業主は（農林水産の一部の事業は除く）すべて加入しなければならない政府管掌の保険制度です。

◆労災保険とは、業務災害や通勤災害を被った労働者やその遺族のために必要な保険給付を行い、社会復帰の促進、援護等を行う制度です。

◆雇用保険とは、労働者が失業した場合に必要な給付を行い、生活の安定を図るとともに、職業訓練等により求職活動を容易にし、労働者の職業の安定を図る制度です。

労働保険の加入手続きがまだお済みでない事業主の方は、お早めに手続を行ってください。

《未手続事業に対する費用徴収制度について》

事業主が故意又は重大な過失により、労災保険の成立手続を行わない期間中に労働災害が生じた場合、遡及して労働保険料を徴収するほか労災保険給付に要した費用の一部又は全部を徴収することとなっています。

なお、沖縄労働局では再三の加入指導に応じない場合は**職権による加入手続き**を進めることとしています。

詳しくは沖縄労働局労働保険徴収室（TEL098-868-4038）または最寄りの労働基準監督署か公共職業安定所へお問い合わせください。



社長！あなたには
労働保険に入る
義務がある。

正社員、パート、バイトなど、雇用形態にかかわらず、
ひとりでも労働者を雇った場合、事業主は、
労働保険に加入する義務があります。

- 労働者とその家族の生活と安心のため、労働保険の加入は、事業主の責任と義務です。
- 成立手続きを行うよう指導を受けたにもかかわらず、未手続きの事業主には、追加の徴収金が課せられる場合があります。
- 未手続事業場で、労働災害が発生した場合、保険給付に要した費用を徴収されることがあります。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

備えよう、社員の万一に。

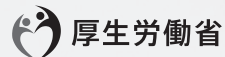
労働保険

労働保険について、詳しくは、都道府県労働局、
労働基準監督署及びハローワークへご相談ください。

労働保険

検索

厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/>



社長! あなたには
労働保険に入る
義務がある。

11/1^木～30^金
労働保険適用促進強化期間

**正社員、パート、バイトなど、雇用形態にかかわらず、
ひとりでも労働者を雇った場合、事業主は、
労働保険に加入する義務があります。**

- 労働者とその家族の生活と安心のため、労働保険の加入は、事業主の責任と義務です。
- 成立手続きを行うよう指導を受けたにもかかわらず、未手続きの事業主には、追加の徴収金が課せられる場合があります。
- 未手続事業場で、労働災害が発生した場合、保険給付に要した費用を徴収されることがあります。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

備えよう、社員の万に。

労働保険

労働保険について、詳しくは、都道府県労働局、
労働基準監督署及びハローワークへご相談ください。

労働保険

検索

厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/>